

保育所等における医療的ケア児の受入れ等について

1 令和5年4月保育所入所に関する相談・入所状況（令和5年4月1日現在）

(1) 入所相談・申請・決定

項目	12月時点 (1次申請)	3月末時点 (2次申請)	合計	参考：R4.4入所	
入所相談	34件 ※1	4件 ※2	38件	入所相談	35件
入所申請	30件	4件	34件	入所申請	26件
医療的ケア児としての入所申請 (育休延長希望4件含む)	29件	4件	33件①		
医療的ケア児だが日中対応不要 の申請	1件	0件	1件		
入所決定	18件	4件	22件②	入所決定	18件
		①－②	11件 ※3		

※1 入所相談と入所申請の差4件の内訳
 ・幼稚園への入園（取下）1件
 ・他都市の園で継続入園（取下）1件
 ・入所相談のみ2件

※3 育休延長希望 4件
 保留 4件
 取下 2件
 医ケア不要になった児童 1件

※2 1次申請していた児童で12月末に医療的ケアが必要となった1件含む

(2) 入所児童一覧（22人）

【年齢別】

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
12月時点 (1次申請)	1人	6人	3人	7人	0人	1人	18人
3月末時点 (2次申請)	0人	4人	0人	0人	0人	0人	4人
合計	1人	10人	3人	7人	0人	1人	22人

【在住区別】

区	12月時点 (1次申請)	3月末時点 (2次申請)	合計
鶴見	1人	—	1人
神奈川	—	1人	1人
西	2人	—	2人
中	—	—	—
南	1人	—	1人
港南	1人	1人	2人
保土ヶ谷	2人	—	2人
旭	3人	—	3人
磯子	—	—	—

区	12月時点 (1次申請)	3月末時点 (2次申請)	合計
金沢	—	—	—
港北	4人	1人	5人
緑	1人	—	1人
青葉	1人	—	1人
都筑	1人	—	1人
戸塚	1人	—	1人
栄	—	—	—
泉	—	—	—
瀬谷	—	—	—
横須賀市	—	1人	1人

【医療的ケア別内訳】

ケア内容	クラス							合計
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児		
気管切開	—	2人	2人	3人	—	1人	8人	
人工呼吸器管理	—	—	1人	2人	—	—	3人	
酸素療法	1人	1人	—	1人	—	—	3人	
吸引	—	3人	2人	3人	—	1人	9人	
吸入	—	—	1人	3人	—	—	4人	
経管栄養(経鼻)	—	7人	2人	1人	—	—	10人	
経管栄養(胃ろう・腸ろう)	—	—	—	2人	—	—	2人	
中心静脈栄養	—	1人	—	—	—	—	1人	
導尿	1人	—	—	2人	—	—	3人	
血糖管理	—	—	—	—	—	—	0人	

※複数の医療的ケアがある方も含んでいます。

2 医療的ケア児サポート保育園 (12園)

看護職員を複数配置し、常時、医療的ケア児の受け入れが可能な園を「医療的ケア児サポート保育園」として認定し、受入れ体制確保のための看護職員雇用費助成を横浜市独自に行っています。

- ・私立保育所：令和5年1月30日から2月17日まで公募し、8園を認定しました。
- ・市立保育所：看護職員を複数配置している4園をサポート保育園としています。
- ・中期計画2022～2025：令和7年度中に36園を認定することを目標としています。

区名	施設種別	園名
鶴見	小規模保育事業	おれんじハウス鶴見保育園
神奈川	認可保育所	ひびき金港町保育園
神奈川	小規模保育事業	おれんじハウス横浜駅前保育園
港南	認可保育所	みなみひの保育園
保土ケ谷	小規模保育事業	おれんじハウス星川保育園
旭	市立保育所	左近山保育園
磯子	市立保育所	洋光台第二保育園
港北	認可保育所	大倉山保育園
青葉	市立保育所	荏田保育園
都筑	市立保育所	みどり保育園
瀬谷	認可保育所	保育室「ネスト」
瀬谷	認可保育所	鳩の森愛の詩瀬谷保育園

【参考】医療的ケア児サポート保育園事業について

1 事業概要

看護職員を複数配置し、常時、医療的ケア児の受け入れが可能な園を「医療的ケア児サポート保育園」として新たに認定し、医療的ケア児の保育所等での安全な受け入れを推進します。

認定されたサポート保育園には、受入れ体制確保のための看護職員の雇用にかかる費用の助成等を行います。

※看護職員とは、保健師、助産師、看護師及び准看護師をいいます。

2 対象施設・事業

認可保育所、認定こども園、小規模保育事業

3 認定事業者の役割

- ①常時、医療的ケア児を積極的に受け入れていただきます。
- ②対応できる医療的ケアの内容を段階的に拡充していただきます。
- ③保護者からの見学相談に応じていただきます。
- ④他の保育所等からの見学、相談に応じていただきます。
- ⑤医療的ケア児の受入れ状況などの事例を紹介していただきます。
- ⑥医療的ケア児の受入れを推進するための普及啓発に協力していただきます。

4 認定の要件

次の①～⑤の要件を全て備える保育所等を認定します。

①常時、医療的ケア児を 1人以上受け入れられる体制をとられていること。

※医療的ケア児が在籍していない場合でも、年度途中での利用希望があった際には、受入れ調整の相談をさせていただきます。

②複数の看護職員が配置されていること。そのうち、直接雇用（100時間以上／月）が1人以上いること。

※複数の看護職員の所定労働時間の合計は、下限を 200 時間以上／月とし、実績に応じて、320 時間／月まで助成します。

※ 2 人目以降は委託職員等の配置も可能です。

③認定後は医療的ケア研修などの研修を受講し、対応できる医療的ケアを増やす意向があること。

④認定後は高度な医療的ケアへの対応に向けて、スキルアップを図る意向があること。

⑤医療的ケア児サポート保育園として、横浜市のホームページ等で公表することにご承諾いただけること。

※保育所等で行う医療的ケアとは、経管栄養、吸引、導尿、血糖管理及び酸素療法を想定しています。

そのうち、高度な医療的ケアとは、人工呼吸器による呼吸管理等を想定します。

※小規模保育事業の場合、連携施設において医療的ケア児を受け入れができるよう、卒園後の進級先の確保へご協力をお願いします。